原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(概要)

目的

原発廃止・エネルギー転換(※)を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、 並びに推進計画の策定等について定めるとともに、推進本部を設置することにより、改革を総合的かつ計画的に推進

> (※)全ての実用発電用原子炉等が廃止されるとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー 電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造が転換されることをいう

基本理念

全ての実用発電用原子炉等の速やかな停止及び計画的・効率的な廃止

電気の需要量の削減

再生可能エネルギー 電気の供給量の増加

<u>法施行後2年</u> <u>以内</u>を目途に 実施法 推進本部が推進計画を法施行後1年を目途として策定

法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置

推進本部は 内閣に設置 (本部長:内閣 総理大臣)

基本方針

- ・全ての実用発電用原子炉等の廃止及び 使用済燃料・放射性廃棄物の管理・処分 に関する国の関与の在り方を検討
- ・地域住民の安全確保
- ・運転期間の延長を認めないこと、新増設・ リプレースの禁止、核燃料サイクルからの 撤退、実用発電用原子炉等を廃止する 事業者等への支援等
- ・再生可能エネルギー源等の原子力以外 のエネルギー源の利用への転換
- ・周辺地域の雇用・経済対策

- ・公共施設における省エネの推進
- ・事業活動における省エネの促進
- ・建築物のエネルギー消費性能 の更なる向上
- ・熱について再生可能エネルギー 源及び廃熱の利用の促進
- ・分散型エネルギー利用の促進

- ・公共施設における再生可能 エネルギー利用の推進
- ・電気について再生可能エネルギー源の利用の促進
- ・送配電事業の分離、電力系 統の適正化
- ・「エネルギー協同組合」制度 の創設

目標

☆<u>法施行後5年以内</u>に、全ての 実用発電用原子炉等の運転の廃止 ☆2030年までに30%以上削減 (2010年比) ☆2030年までに電気供給量に 占める割合を40%以上

〇その他: 国等の青務、国会への年次報告等を規定

※一部を除き、公布の日から施行